

介護予防ケアマネジメントについて

- ・確認事項
- ・H28.12月配布《手引書》の変更点
- ・注意事項
- ・その他

区分支給限度額とケアマネジメント費

※《手引き書》P42

- ・指定事業者のサービス利用時のみ給付管理を実施
- ・要支援者が総合事業を利用する場合、予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と総合事業を一体的に給付管理を行う。

	支給限度額	給付管理の対象サービス	サービス利用パターン	ケアマネジメント費
事業対象者	5,003単位	●総合事業のうち、指定事業者によるサービス	総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (AF)
要支援1	5,003単位	●予防給付のサービス ●総合事業のうち、指定事業者によるサービス	予防給付のみ	介護予防支援費(46)
			予防給付 ＋ 総合事業	
要支援2	10,473単位		総合事業のみ	介護予防ケアマネジメント費 (AF)

移行時のポイント

※《手引書》P3

認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービスを利用する。サービスコード：介護予防訪問介護サービス→ 61、介護予防通所介護サービス→ 65

※通所介護・訪問介護のみを利用する場合



(注意) H30年4月～介護予防訪問介護サービス(61)、介護予防通所介護サービス(65)コードは消失
→ **訪問型サービス(A2)** 及び **通所型サービス(A6、A7)** になる。

※H29年4月～更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則12か月(延長は上限24か月)
前橋市の場合、プランは1年間としているため、H30年3月末までに完全移行となる。

※H29年4月以前に24か月有効期間の要支援認定を持った住所地特例者についてはH30年3月末までに更新なし。

利用者との契約(重要事項説明と個人情報同意)変更等のパターン

※《手引き書》P36

更新前	更新後	利用サービス	ケアプラン(ケアマネジメント)種類		居宅・介護予防サービス計画・ ケアマネジメントの届出	契約等	
			更新前	更新後			
要支援	① 要支援	予防給付サービス	介護予防サービス計画	介護予防サービス計画	不 要	●包括支援センターと新書式(書式集 P10～20) :利用申込書による契約	
	② 要支援	予防給付サービス+総合事業サービス					
	③ 要支援	総合事業サービスのみ		介護予防ケアマネジメント	包括支援センターが 介護予防ケアマネジメント依頼届出 (市役所2階介護高齢課)	●包括支援センターと新書式(書式集 P10～20) :利用申込書による契約 ※ ケアマネジメントBは被保証の居宅事業所名を 取り消し ・ケアマネジメントC プラン実施については申出書	
	④ 事業対象者	総合事業サービスのみ					
	⑤ 要介護	介護給付サービス		居宅サービス計画	居宅介護支援事業所が 居宅サービス計画作成届出 (市役所1階介護保険室)	●居宅介護支援事業所との契約	
事業対象者	⑥ 要支援	予防給付サービス	介護予防ケアマネジメント	介護予防サービス計画	包括支援センターが 介護予防サービス計画作成依頼届出 (市役所1階介護保険室)	契約変更なし	
	⑦ 要支援	予防給付サービス+総合事業サービス					
	⑧ 要支援	総合事業サービスのみ		介護予防ケアマネジメント	居宅介護支援事業所が 居宅サービス計画作成届出 (市役所1階介護保険室)	●居宅介護支援事業所との契約	
	⑨ 要介護	介護給付サービス		居宅サービス計画			
要介護	⑩ 要支援	予防給付サービス	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	包括支援センターが 介護予防サービス計画作成依頼届出 (市役所1階介護保険室)	●包括支援センターとの契約 ※	
	⑪ 要支援	予防給付サービス+総合事業サービス					
	⑫ 要支援	総合事業サービスのみ		介護予防ケアマネジメント	包括支援センターが 介護予防ケアマネジメント依頼届出 (市役所2階介護高齢課)		
	⑬ 事業対象者	総合事業サービスのみ					

※委託の場合は申出書を要す。

月額包括報酬の日割り請求①

※《手引き書》 P40～41

《対象事由と起算日》

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（みなし） ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（みなし） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
	・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
	・利用者との契約開始	契約日
	・介護予防訪問介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約解除（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合）	契約解除日の翌日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	契約解除日の翌日
	・区分変更（要支援1⇔要支援2） ・区分変更（事業対象者→要支援）	変更日
	・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	契約解除日 (廃止・満了日)

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） 介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合） 介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） 介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1） 介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	（開始日）
	・利用者との契約解除	契約解除
	・介護予防訪問介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、訪問型サービス（みなし）、訪問型サービス（独自）の場合） ・介護予防通所介護の契約開始（月額報酬対象サービスが、通所型サービス（みなし）、通所型サービス（独自）の場合）	サービス提供日の前日
	・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
	・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
	・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

〈参考〉月額包括報酬の日割り請求にかかる適用

（平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9）

※1 ただし、利用者が月の途中で他の被保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
なお、保険者とは政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

月額包括報酬の日割り請求②

H29.3.30「介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について(通知)」

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定介護予防訪問介護事業所
指定介護予防通所介護事業所

御中

前 介
平成29年3月30日

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について (通知)

日頃より、本市の介護保険事業にご理解・ご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、本市では平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を開始いたします。
この総合事業における介護予防・生活支援サービス事業の事業費算定につきまして、下記の点が従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と異なりますので注意してください。

別添の厚生労働省資料「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」を参考とし、サービス提供事業所及び指定介護予防支援事業所等間で連携を図り、遺漏なくご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1 日割り算定の取り扱い

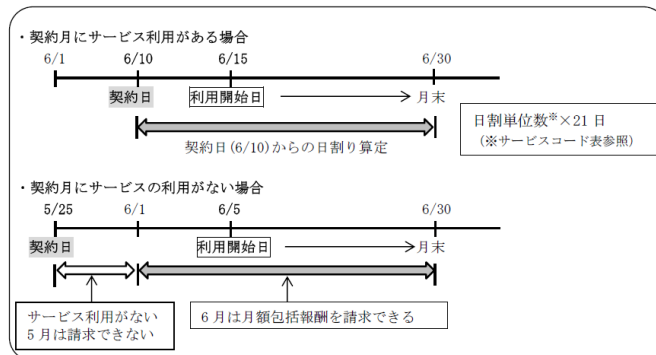
(1) 月途中の利用開始

利用者の契約開始を事由として、契約日を起算日に日割り計算を行います。
この場合、当該契約月にサービス利用が無く、翌月からサービス利用を開始した場合、当該契約月については事業費の請求は行えず、翌日より日割り計算をすることなく事業費を請求することとなります。契約日を起算日とする資料9の取り扱いとは異なりますので、ご注意ください。

なお、当該契約月にサービス利用がある場合は、契約日を起算日として日割り計算により事業費を算定してください。

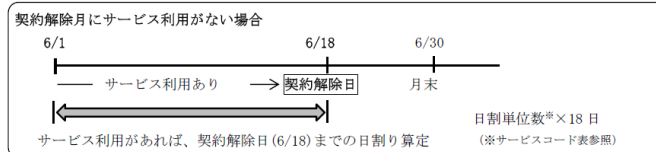
※「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」については、平成27年3月31日老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課／事務連絡・I 資料9を参照してください。

裏面あり



(2) 月途中の利用終了

利用者の契約解除を事由として、契約解除日を起算日に日割り計算を行います。
この場合、当該契約解除月にサービス利用が無い場合、当該契約月については事業費を請求することはできません。なお、当該契約解除月にサービス利用がある場合には、契約解除日を起算日として日割り計算により事業費を算定してください。



2 日割り計算を適用するサービス種類

- ・訪問型現行相当サービス
- ・通所型現行相当サービス

3 利用回数の変更に伴う請求の取り扱い

利用者の状態像の変化に伴い、例えば、週1回程度から週2回程度が必要となる場合等においては、月単位定額報酬の性格上、月の途中での新たな変更(日割り計算)は想定されていません。利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じてケアプランを変更し、翌月サービス利用分でケアプランに位置づけた単位数で請求してください。

担当：前橋市福祉部 介護高齢課地域支援係：℡027-898-6275
介護保険室給付適正化係：℡027-898-6157

利用実績報告書

※書式集《手引き書》別冊 P28 参考資料3-2

※H29.2.15 居宅介護支援事業者等説明会で訂正

通所型サービス

修正:通所型サービス1は、事業対象者と要支援1の者に修正
通所型サービス2は、事業対象者と要支援2の者に修正

サービス名称	適応事業所	内 容	利用実績報告書の記載		
			サービス 内容	サービスコード	利用単位数
通所型サービス1 (介護予防通所介護相当サービス)	みなし指定事業所 みなし指定事業所以外	事業対象者・要支援1、2の者が、週1回程度の通所型サービスを利用した場合	通所型サービス1	A5 A6	1,647単位/月
通所型サービス2 (介護予防通所介護相当サービス)	みなし指定事業所 みなし指定事業所以外	事業対象者・要支援1、2の者が、週2回程度の通所型サービスを利用した場合	通所型サービス2	A5 A6	3,377単位/月

(注意)

事業対象者で、訪問型サービスを週2回以上＋通所型サービスを週2回 の利用を必要とする合、

⇒状態像としては要支援認定の対象と考えられるため、介護申請をすすめる。

※事業対象者の区分支給限度額は5,003単位。区分支給限度額にも注意！

訪問型サービスA(基準緩和型)の報酬設定

H29.6.29(事務連絡)「新しい総合事業の単位数表マスタの修正について」

居宅介護支援事業所
訪問介護事業所
通所介護事業所
地域包括支援センター

御中

事務連絡
平成29年6月29日

前橋市福祉部介護高齢課長

新しい総合事業の単位数表マスタの修正について

日頃より、本市介護保険制度の円滑な運営にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年4月から総合事業が開始となり、既に介護報酬の請求事務が発生しているところでありますが、下記のとおり、単位数表マスタを修正することとなりました。

つきましては、大変恐れ入りますが、介護報酬請求システムへの単位数表マスタの再登録にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 修正する理由

総合事業のサービスの1つである訪問型サービスA(基準緩和型)の報酬設定につき、1回当たりの単価のみを設定していましたが、報酬の審査支払を委託している国民健康保険団体連合会のシステム上、1月当たりの単価を設定しないと、請求ができない事例が生じたため、修正を行います。

2. 修正の概要

訪問型サービスA-1、A-2のサービスコードに、月額及び日割りの単位数を設定します。

【訪問型サービスA-1】

サービス名称	月額単位数 日割単位数	単価単位数
訪問型A-1 (週1回程度)	1,165 単位/月 38 単位/日	233 単位/回
訪問型A-1 (週2回程度)	2,214 単位/月 73 単位/日	233 単位/回
訪問型A-1 (上記以上)	3,262 単位/月 107 単位/日	233 単位/回

【訪問型サービスA-2】

サービス名称	月額単位数 日割単位数	単価単位数
訪問型A-2 (週1回程度)	1,000 単位/月 33 単位/日	200 単位/回
訪問型A-2 (週2回程度)	1,900 単位/月 62 単位/日	200 単位/回
訪問型A-2 (上記以上)	2,800 単位/月 92 単位/日	200 単位/回

3. 単位数表マスタ 前橋市のホームページからダウンロードしてください。

※URLは、メール本文に記載しています。

4. 運用開始日 平成29年7月利用分から運用

5. 留意事項

訪問型サービスAの月額単位数は、1月に5週に亘り訪問型サービスAを行い、週1回程度の利用者が月5回利用した場合、週2回程度の利用者が月9回又は月10回利用した場合、週2回を超える程度の利用者が月13回以上を利用した場合の3ケースに限り、運用することとさせていただきます。それ以外のケースは、従前どおり「1回当たりの単位数×利用回数」で報酬を算定してください。

なお、詳細は別紙(サービスコードの解説)をご覧ください。

【問い合わせ先】

前橋市福祉部介護高齢課地域包括ケア推進係
電話：027-898-6276
FAX：027-223-4400

別紙

サービスコードの解説(訪問型サービスA-1のみ)

※加算コードは記載省略

【週1回程度】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
A2	2421 訪問型介護サービス N/2	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1回につき	233	月4回までサービス提供する場合に適用
A2	2424 訪問型介護サービス N/2・同一				210	
⑨A2	1121 訪問型介護サービス N/2・同一				1,165	
⑨A2	1124 訪問型介護サービス N/2・同一	同一建物 減算×50%	同一建物 減算×50%	1月につき	1,049	5週に亘り、かつ月5回サービス提供する場合に適用

【週2回程度】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
A2	2521 訪問型介護サービス N/2	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1回につき	233	月8回までサービス提供する場合に適用
A2	2524 訪問型介護サービス N/2・同一				210	
⑨A2	1221 訪問型介護サービス N/2・同一				2,214	
⑨A2	1224 訪問型介護サービス N/2・同一	同一建物 減算×50%	同一建物 減算×50%	1月につき	1,983	5週に亘り、かつ月9回以上サービス提供する場合に適用

【週2回を超える程度】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
A2	2631 訪問型介護サービス N/2	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1回につき	233	月12回までサービス提供する場合に適用
A2	2634 訪問型介護サービス N/2・同一				210	
⑨A2	1331 訪問型介護サービス N/2・同一				3,262	
⑨A2	1334 訪問型介護サービス N/2・同一	同一建物 減算×50%	同一建物 減算×50%	1月につき	2,936	5週に亘り、かつ月13回以上サービス提供する場合に適用

【週1回程度/日割】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
⑨A2	2121 訪問型介護サービス N/2・日割	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1日につき	38	月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するケースに適用
⑨A2	2124 訪問型介護サービス N/2・日割・同一				34	

【週2回程度/日割】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
⑨A2	2221 訪問型介護サービス N/2・日割	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1日につき	73	月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するケースに適用
⑨A2	2224 訪問型介護サービス N/2・日割・同一				66	

【週2回を超える程度/日割】

サービスコード	サービス 内訳	利用対象者	減算項目	算定単位	単位数	適用するケース
⑨A2	2331 訪問型介護サービス N/2・日割	事業対象者 要支援1 要支援2	同一建物 減算×50%	1日につき	107	月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するケースに適用
⑨A2	2334 訪問型介護サービス N/2・日割・同一				96	

※日割対象事由に該当するケースは、平成27年3月31日「老健部介護保険調査課・振興課・老人保健課/事務連絡「月額包括報酬の日割り請求にかかる運用」を参照してください。

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) サービス評価表

※書式集《手引き》別冊 P30 書式3-8

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業) サービス評価表

評価日

利用者名

殿

計画作成者氏名

目標	評価期間	目標達成状況	目標 達成/未達成	目標達成しない原因 (本人・家族の意見)	目標達成しない原因 (計画作成者の評価)	今後の方針
					☐ プラン継続 ☐ プラン変更 ☐ 終了	☐ 介護給付 ☐ 予防給付 ☐ 一次予防事業 ☐ 二次予防事業 ☐ 終了
					☐ プラン継続 ☐ プラン変更 ☐ プラン中断 ☐ 終了	☐ 介護給付 ☐ 予防給付 ☐ 介護予防特定高齢者施策 ☐ 介護予防一般高齢者施策 ☐ 終了

総合的な方針

地域包括支援センター意見

☐ プラン継続 ☐ プラン変更 ☐ 終了	☐ 介護給付 ☐ 予防給付 ☐ 介護予防・生活支援サービス事業 ☐ 一般介護予防事業 ☐ 終了
---	--